

教育・保育要領、保育指針の実践に向けて

～「主体的・対話的・深い学び」を考えながら～

■食育と食事の提供をどう進めて行くのか

平成17年に制定された食育基本法には【子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である】と記されています。

私たちは食生活を取り巻く環境の変化によって、多様な食品を簡単に手に入れることができる豊かな生活を送っています。

例えば、コンビニエンスストアなど24時間営業の店が当たり前になったり、冷凍食品、チルド食品、レトルト食品など加工技術の進歩も目覚ましいものがあります。

しかし、この「いつでもどこでも食べ物を簡単に手に入れることができる」という食生活環境の変化はいわゆる「食の乱れ」を生みやすく、栄養摂取の過不足を引き起こしたり、不規則な食事による健康や栄養の障害を引き起こし、身体に悪い影響を及ぼすことが指摘されています。また、このような環境は食生活を営むための食に関する基礎的な知識や技能を低下させていることは事実です。

そのような中、これらの諸問題を認識したうえで、私たち保育園や認定こども園が果たす役割は大きく、家庭はもちろん地域社会も交えて食育に取り組んでいく必要があります。

食育とは食生活に関わる健康、栄養、環境、農業、文化などの情報をもとにして学んだり体験したりすることによって、感じる、考えるという生きるための基本的な力を育むことを目的としており、それらを通して豊かな人間性を育み、生涯にわたって健全で豊かな食生活を送ることが可能で

あると考えます。

それらの取り組みを実践していくことは私たち保育園や認定こども園がその一翼を担っていると考えますが、私たちはあくまでも保護者の補完的な役割でしかなく、子育ての根幹になるのはやはり家庭です。つまり、私たちだけがいくら食育推進のための取り組みを行ったとしても、それだけでは食育を推進できるものではないのです。

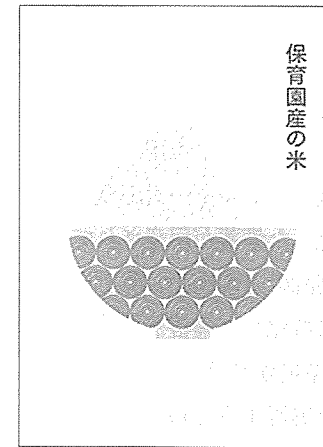
そのようなことから、食育に限らず、子育て全般においてこども園と家庭とを切り離れたものとして考えるのではなく、両者が両輪となって子育てをしていくことが大切ではないのでしょうか。

それに加えて、園児の家庭のみに限定し、食育を推進するのではなく、地域社会における保育園や認定こども園の役割を十分認識し、地域への子育て支援プログラムの中に食育に関するプログラムを取り入れ、展開していくことも重要であると考えています

そのような考えのもと、私の法人では野菜作り、田植え・稲刈りなどの直接体験という子どもたちへの関りはもとより、保護者や地域社会への関りを重要視した取り組みに注力しています。

保護者や地域社会への食育啓発に関する取り組みとして、武庫川女子大学 国際健康開発研究所に監修をいただき、食に対する正しい知識と考え方を啓発するために園だよりなどで食育コーナーを設けたり、「食」に関する知識の習得や活用を可視化するための食育ボードを監修いただいたりなど、保護者を巻き込んだ活動へと発展させています。

また、給食業者に協力をいただき、園の職員や栄養士と一緒に、園で創作したオリジナルレ



シピに加え、園の食育に関する活動をご理解いただくために心温まるエッセイを加えた「保育園産の米」という食育レシピ本を上梓しました。近隣はもとより、全国の有名書店やアマゾンなどでも取り扱いをいただき、

様々なメディアにも取り上げていただけたことにより、私たちの食育に対する思いである「未来を担う子どもたちが食を通じて豊かな人間性を育み、健全な心身の発達を培うこと」を少しずつですが、周知していく活動が展開され、認知いただけるようになってきました。

子どもたちが卒園した後は私たちに関われる部分は少なくなってきます。そのような中で、私どもの取り組みのように、子どもたちに対するプログラムだけではなく、その保護者や地域社会へも働きかけていくことが食育推進には不可欠なのではないのでしょうか。

(社会福祉法人大阪誠昭会 理事長 田中啓昭)

■災害に関する体制をどう構築して実践していくのか

異常気象という言葉が特別なものではなく、地震などの自然災害のみにとどまらず、台風の進路・発生数・風害、爆弾低気圧での予想をはるかに上回る降雨量による水害など想定しないといけない事象が多種多様に増加している。そんな中、広範囲に考え始めると何から取り組めば良いのか見えなくなってきますので、我々が取り組むべき災害への体制を一つひとつ具体的に考えていく必要があるでしょう。

まず、施設が設置されている地域の実情に応じた様々な想定が必要です。その想定については、ハザードマップや自治体危機管理課等と連携し、施設の立地条件（海が近い・川が近い・山中にある・崖に隣接している・擁壁に隣接しているなど）により、自園に起こりうる可能性のある災害を十分に洗い出す必要があります。また、立地条件によっては二次災害の可能性も考慮する必要があります。

体制の想定が必要とされる段階として、園内での避難で当日中に解決する場合、園内の避難で沈静化に至るまで数日を要すると想定される場合、施設が倒壊し近隣にも大きな被害があり避難所への避難が必要な場合、施設自体が避難所となるなどが予想され、期間は開園時間である7時から19時まで、災害により保護者のお迎えが困難となり数日間の預かりが必要である場合などが考えられます。また、非常災害時における園児の受け渡しについて、後に受け渡しの確認が取れる書面の用意が必要です。

さて、ここからは自然災害により避難が必要な状況が発生した場合に、以前に発生した災害の教訓により構築しておきたい体制として考慮が必要だと思える点をお伝えしていきたいと思います。

現状、市町村により非常災害時の避難所が指定されていますが、実際に避難が必要となった場合に避難所として指定されている建物が健在しているかどうか分からないという状況が想定されます。熊本県での地震においては、耐震化が済んでいる建物が倒壊し、耐震化を行っていない建物が健在したという事実があります。これにより災害の発生場所や影響の度合いによって想定範囲外で結果が訪れると想定できます。その中で、避難所として指定されていなくても被害を免れた建物が避難所となる可能性が高くなることは自然な流れだと考えますが、この時の留意点は避難所として指定されていないと援助物資が届かない可能